

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、阪南市内に大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下、「府条例」という。）に違反して掲出されたはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「不法屋外広告物」という。）を府条例第26条第1項の規定により本市が行う除却事務を地域団体に委任するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) はり紙 容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの
- (2) はり札等 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、または直接塗装・印刷をして容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの
- (3) 広告旗 長方形の布の一辺に棒を取り付け、当該布の上部を棒で支えたものであって、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられ、若しくは取り付けられているもので、それらを支える台も含む
- (4) 立看板等 木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他にものをはり、又は直接塗装・印刷したもので、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもので、それらを支える台も含む。

- (5) 地域団体 阪南市内に居住し、若しくは通勤、通学する個人又は市内に事務所等を有する法人等により構成される団体、自治会その他の市民に開かれた地域住民団体、並びに市長が認める団体。

(推進団体の認定)

第3条 市長は、不法屋外広告物の除却の推進に寄与すると認められ、18歳以上かつ2人以上で構成された地域団体を阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体（以下「推進団体」という。）に認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする地域団体は、阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 阪南市不法屋外広告物除却活動員名簿（様式第2号）

(2) 除却する不法屋外広告物の種類及び活動地域等を示した阪南市不法屋外広告物除却活動計画書（様式第3号）

(3) 推進団体が主に除却活動をしようとする区域を示す図面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査した上で、認定の可否を決定し、その旨を阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体認定書（様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

5 推進団体の認定期間は2年とする。ただし、更新を妨げない。

(認定事項の変更)

第4条 認定を受けた推進団体が認定事項を変更しようとするときは、市長に対し、阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体認定事項変更届出書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(登録員の任命等)

第5条 市長は、不法屋外広告物の除却事務を委任することが適当と認

める推進団体の活動員を、不法屋外広告物除却活動登録員（以下「登録員」という。）として任命することができる。

- 2 登録員は、無償とする。
- 3 登録員は、本市が行う屋外広告物関係法令に関する講習会を受講しなければならない。
- 4 市長は、登録員が前項の講習会を受講したときは、阪南市不法屋外広告物除却活動登録員任命証（様式第6号。以下「登録員任命証」という。）及び腕章（様式第7号）を交付するものとする。
- 5 登録員は、推進団体1団体につき10人までとする。
- 6 登録員の任命期間は、当該登録員の所属する推進団体の認定期間と同じ期間とする。

（推進団体の活動）

第6条 推進団体は、その活動区域において、登録員をして不法屋外広告物を除却することができる。

- 2 推進団体は、除却活動をしようとするときは、活動日の直近の開庁日の執務時間内までに阪南市不法屋外広告物除却活動連絡書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 推進団体が第1項の規定により除却を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 登録員は、登録員任命証を持参し、腕章を着用すること。
 - (2) 法その他の屋外広告物関係法令を遵守するとともに、恣意的な除却を行わないこと。
 - (3) 活動の安全を確保するため、除却活動を行うときは必ず2人以上で行うこと。
 - (4) 事故等が発生したときは、市長及び関係各機関に速やかに報告すること。
- 4 推進団体の代表者は、不法屋外広告物の除却活動終了後、速やかに阪南市不法屋外広告物除却活動実績報告書（様式第9号）を市長に提

出しなければならない。

(推進団体の認定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体の解散その他不法屋外広告物の除却活動の継続が困難な事由により、阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体廃止届（様式第10号）が提出されたとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

2 推進団体は、前項の規定により認定が取り消されたときは、直ちに登録員任命証及び腕章を市長に返却しなければならない。

(登録員の認定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録員の認定を取り消すことができる。

- (1) 登録員から退任の申出があったとき。
- (2) 登録員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 登録員がこの要綱又は市職員の指示に従わなかったとき。

2 登録員が所属する推進団体の認定が取り消されたときは、当該登録員の認定は、取り消されたものとみなす。

3 登録員の登録期間の満了又は認定の取消しにより、登録員がその身分を失ったときは、直ちに登録員任命証及び腕章を市長に返却しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体認定申請書

年 月 日

阪南市長 様

団 体 名

代表者氏名

㊞

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動実施要綱第3条第2項の規定により、阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体の認定を、下記のとおり申請します。

記

団 体 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
代表者住所	
連絡責任者	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
認 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

様式第3号（第3条関係）

阪南市不法屋外広告物除却活動計画書

推進団体名

代表者名

㊞

代 表 者	氏 名	
	連絡先電話番号	
除 却 対 象 不法屋外広 告物	はり紙 ・ はり札等 ・ 広告旗 ・ 立看板等 （除却する種類に、○印を記入下さい。）	
活 動 地 域		
活動方法（どのような体制で活動されるか、できるだけ具体的に記入してください。）		
除却した不法屋外広告物の搬入及び保管と回収方法 （1） 阪南市役所裏庭駐輪場内の保管置場へ推進団体で搬入する。 （2） 推進団体等の一時保管場所に保管する。 ・ 一時保管場所：阪南市 ・ 回収時の立会い：（立会いする・立会いしない） ・ 保管場所に関する連絡先：		

様式第5号（第4条関係）その1

阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体認定事項変更届出書

年 月 日

阪南市長 様

推進団体名

代表者氏名 ㊟

住 所

電 話 番 号

年 月 日付け阪生環第 号（認定番号 ）

で認定を受けた事項について、下記のとおり変更するので届け出ます。

記

1 変更事項（該当するものを○印で囲んでください。）

（代表者の変更・活動登録員の加入または脱退・その他（ ））

2 変更内容（活動員の加入又は脱退の場合は、その2にも記入してください。）

変 更 前	
変 更 後	

3 変更日 年 月 日

備考 申請時に添付された活動区域を示す図面に変更がある場合は、変更後の図面を添付してください。

その2

推進団体名

加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	
加入 ・	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
脱退	住所		備考	

※ 加入又は脱退のいずれかを○印で囲んでください。

様式第8号（第6条関係）

阪南市不法屋外広告物除却活動連絡書

年 月 日

阪南市長 様

推進団体名

代表者名

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動実施要綱第6条第2項の規定により、阪南市不法屋外広告物除却活動連絡書を下記のとおり提出します。

記

活 動 日	年 月 日 ()	
活 動 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	
活 動 場 所		
保 管 方 法	(1) 阪南市役所裏庭駐輪場の保管場所へ推進団体で搬入する。 (2) 推進団体の一時保管場所で保管する。	
除却活動登録員		
除却活動登録員数		人

様式第9号（第6条関係）

阪南市不法屋外広告物除却活動実績報告書

年 月 日

阪南市長 様

推進団体名

代表者名

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動実施要綱第6条第4項の規定により、不法屋外広告物の除却活動の実績を下記のとおり報告します。

記

実施日	年 月 日 ()	
実施時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
実施場所		
参加者数	人	
保管方法	(1) 阪南市役所裏庭駐輪場の保管場所へ推進団体で搬入しました。 (2) 推進団体の一時保管場所で保管しています。	
除却した 広告物の 種類・数量	種 類	数 量
	は り 紙	
	は り 札 等	
	広 告 旗	
	立 看 板 等	
	合 計	

様式第10号（第7条関係）

阪南市不法屋外広告物除却活動推進団体廃止届

年 月 日

阪南市長 様

推進団体名

代表者名

⑩

住 所

電話番号

阪南市住民参加による不法屋外広告物除却活動を取り止めたいので、
下記のとおり認定の廃止を届け出ます。

記

認定番号	阪生環第 号
認定期間	年 月 日～ 年 月 日
廃止日	年 月 日
廃止理由	